

山梨県公報

号外第四十号

平成二十二年

五月十四日

金 曜 日

目 次

規 則

山梨県職業訓練手当支給規則及び山梨県職業訓練生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則
……………

規 則

山梨県規則第二十七号

山梨県職業訓練手当支給規則及び山梨県職業訓練生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年五月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県職業訓練手当支給規則及び山梨県職業訓練生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則

(山梨県職業訓練手当支給規則の一部改正)

第一条 山梨県職業訓練手当支給規則(昭和三十八年山梨県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十一号中「五年」を「十年」に改め、同条第三項中「第五号」を「第四号」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とする。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(平成二十二年度及び平成二十三年度における受講手当に関する特例)

2 平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における第五条第

二項の規定の適用については、同項中「五百円」とあるのは「七百円」とする。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
申請者
氏名 印

職業訓練手当受給資格認定申請書

山梨県職業訓練手当支給規則に基づく訓練手当の支給を受けたいので次により申請します。

①申請する手当の種類（該当するものに○）		基本手当	受講手当	通所手当	寄宿手当	
②申請者の状況	ふりがな 氏名	(性別) 男・女	(生年月日) 年 月 日生(満 歳)			
	住所又は居所	(入校又は入所前) (入校又は入所後)				
③扶養親族に関する事項(寄宿手当の申請者のみ記入)						
家族の状況	氏名	申請者との続柄	年齢	扶養の有無	同居・別居の別	別居しているものの住所又は居所
				有・無	同居・別居	
				有・無	同居・別居	
				有・無	同居・別居	
④求職者給付等の受給資格 無 ・ 有(該当するものに○)						
	雇用保険基本手当等		日雇労働求職者給付金	国家公務員等退職手当		
	雇用保険特例一時金		その他()			
※⑤能力開発施設確認欄	(入校又は入所年月日) 年 月 日	(訓練科目)		訓練期間	自 年 月 日 至 年 月 日	
	通所距離(km)	通所手段(該当するものに○) 徒歩 バス 鉄道 自動車 その他()				
	寄宿舎の入居状況 入居(年 月 日) ・ 入居していない					
	上記の記載事項に誤りのないことを確認する。 年 月 日 (施設名称、所在地) 公共職業能力開発施設の長 印					

注 ※欄には、記入しないでください。

(山梨県職業訓練生災害見舞金支給規則の一部改正)

第二条 山梨県職業訓練生災害見舞金支給規則(昭和四十七年山梨県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中「第五号」を「第四号」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の山梨県職業訓練手当支給規則第二条第一項第十一号の規定は平成二十二年三月十八日から同規則附則第二項の規定は同年四月一日から適用する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日以後において雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第四十二条第一項又は同条第九項の規定によりなお従前の例によるものとされる求職者等給付又は失業等給付を受けることのできる者についての訓練手当及び傷病見舞金の支給については、なお従前の例による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番